資料4

議題４　道路施設の破損復旧の対応について（稲沢市提出）

市名	回答					
	(1)復旧に応じない不誠実な原因者の場合等により、道路管理者が代替施工し、その後、原因者へ負担金として請求した事例		(2)原因者不明により、道路管理者が施工し、その後、原因者が判明したため、原因者に対して負担金として請求した事例		(3)原因者不明(過去に損傷あり)と直近原因者が混在している損傷事例の場合、道路管理者が一部負担した事例	
	事例の有無	【事例がある場合】	事例の有無	【事例がある場合】	事例の有無	【事例がある場合】
名古屋市	○	具体的な事例は把握できていませんが、これまでにもこうした事例はあると思われます。	○	道路管理上早急に補修する必要があったため、道路管理者が防護柵を補修し、その後原因者が判明したため法第58条により費用を請求した事例	×	
豊橋市	×		○	損傷物：フラワーポット付車止め２基 経過：事故発生後、土木維持事務所にて修繕しましたが、その後原因者が判明し、原因者（代理人：保険会社）へ復元費用を請求しました。 ※復元費用は過去同型の実績を基に保険会社と調整し決定。	×	
岡崎市	×		○	事故による破損と思われる道路施設の損壊を発見後、原因者を調査したが不明だったたため、直営で復旧作業を実施。 復旧後に原因者が加入する保険会社から事故連絡あり。 復旧費用については、道路管理者が復旧工事費を算出したうえで原因者側に提示し、同意を得たうえで復旧費用を請求。	×	
一宮市	×		×		×	
瀬戸市	×		×		×	
半田市	×		×		×	
春日井市	×		×		×	直近原因者側でも確認できる（Googleストリートビュー等）以前の状況で破損が見受けられる場合、それを理由に直近原因者が復旧に応じないため、交渉が困難となり、市で全負担せざるを得ない場合がある。
豊川市	×		×		×	
津島市	×		×		×	
碧南市	×		×		×	
刈谷市	×		×		×	
豊田市	×		×		×	
安城市	×		×		×	

資料4

議題４　道路施設の破損復旧の対応について（稲沢市提出）

市名	回答					
	(1)復旧に応じない不誠実な原因者の場合等により、道路管理者が代替施工し、その後、原因者へ負担金として請求した事例		(2)原因者不明により、道路管理者が施工し、その後、原因者が判明したため、原因者に対して負担金として請求した事例		(3)原因者不明(過去に損傷あり)と直近原因者が混在している損傷事例の場合、道路管理者が一部負担した事例	
西　尾　市	×		×		×	
蒲　郡　市	×		×		×	
犬　山　市	×		×		×	
常　滑　市	○	置きガードレール破損事故。事故後、原因者に修理業者紹介。原因者の修理に対しての動きがなく、連絡もとれない状況になった（事故後約5か月）。復旧の目途がたたないため、市で復旧。修理費用は市から施工業者へ支払い。事故から9か月後市から原因者へ手紙、請求書送付。現状費用は支払われていない。費用は5万弱。	○	ゲートバー破損事故。（空港内の物流地区入り口に設置されている市管理のゲートバー、ETCのようなイメージ）車両が衝突しゲートバーを破損させた。原因者からの申し出がなく、監視カメラで事故状況を確認し、事故車両のナンバープレートを確認して、警察に車両の所有者確認。原因者追跡を行い、原因者宛にゲートバーの修理費用を請求した。費用は2万円弱。申し出がある場合、ない場合あるが現状ほとんどが支払いに応じてもらえている状況。	×	
江　南　市	×		×		×	
小　牧　市	×		×		×	
稲　沢　市	議題提出市		議題提出市		議題提出市	
新　城　市	×		×		×	
東　海　市	×		×		×	なお、ガードレール、ガードパイプに既に擦過傷があり、そこに事故等で接触した場合、既にあった擦過傷も含め原因者で修繕してもらう事例はよくあります。
大　府　市	×		×		×	
知　多　市	○	現在進行中の案件あり。 令和元年１１月に、交通事故にて市道の道路施設に総額約100万円相当の被害を受けた。原因者に復旧命令を出したが、期限までの復旧が見込めないため、市で道路施設の復旧を行い、その費用を原因者に分割で納付していただく方向で進めている。	×		×	
知　立　市	×		×		×	
尾張旭市	×		×		×	
高　浜　市	×		×		×	
岩　倉　市	×		×		×	

資料4

議題４　道路施設の破損復旧の対応について（稲沢市提出）

市名	回答					
	(1)復旧に応じない不誠実な原因者の場合等により、道路管理者が代替施工し、その後、原因者へ負担金として請求した事例		(2)原因者不明により、道路管理者が施工し、その後、原因者が判明したため、原因者に対して負担金として請求した事例		(3)原因者不明(過去に損傷あり)と直近原因者が混在している損傷事例の場合、道路管理者が一部負担した事例	
豊　明　市	×		×		×	
日　進　市	×		×		×	
田　原　市	×		×		×	
愛　西　市	×		×		×	
清　須　市	×		×		○	過去に当て逃げで傷ついた構造物にぶつかった件において、市が直近原因者に自身が傷つけた箇所の費用を負担してもらい、原因者負担以外の傷を市が負担することを提案し、原因者がそれを承諾。併せて復旧するため市が業者発注をし、復旧した。
北名古屋市	×		×		×	混在している損傷事例はありましたが、道路付属施設を復旧する際、施設の性質上、費用負担が分けれないため、交換により直接原因者が負担した。又は直接原因者の損傷した範囲のみ復旧した事例があり、道路管理者が1部費用負担した事例はございません。
弥　富　市	×		×		×	
みよし市	×		×		×	
あ　ま　市	×		×		×	
長久手市	○	ガードレールの破損事故があり、原因者と途中から連絡不能となる。損傷が激しかったため、道路管理者で復旧を行い、損害賠償請求事件として裁判で示談が成立し、一部の負担金が入金された。それから連続して入金が滞ったため、原因者負担金支払命令に切り替えて現在も差押えができるよう預金の動きを注視している状況です。	×		×	